

## 代表的なアナログ規制の点検について

デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、全省庁的に代表的なアナログ規制である7項目（※）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法律等の点検が行われました。

（※）目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制

このうち、専任規制について、デジタル技術等の活用等が許容されているかどうか不明確なものがあったことから、規制の明確化を行うために、該当する法令を掲載いたします。

### 【専任規制】

○専任規制とは、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1：法令等において、「専任」を明記、あるいは法令には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているもの

phase 2：デジタル技術の活用等により、専任規制が緩和されているもの（一定の条件を満たすことにより兼任が許容されているものも含む）

phase 3：専任規制を課していないもの

対象法令名		規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
調理師法施行規則	第6条第2号	調理師養成施設における施設長の専任	2	専ら調理師養成施設の管理の任に当たることができる者としているが、別の養成施設の管理者として勤務することを妨げていない。	健康局健康課	令和5年4月

（ご参考）デジタル臨時行政調査会 ※デジタル庁ウェブサイト

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>